

平成20年度市町村普通会計決算の概要

※ 本資料は、市町村（市町村1,777団体、特別区23団体、一部事務組合1,339団体、広域連合110団体、計3,249団体）の普通会計決算の純計決算額を取りまとめたものです。

【特色】

歳出

- 厳しい歳出削減努力により、人件費、投資的経費等の削減を続けているものの、経済対策の実施や社会保障関係経費の増加などにより、歳出総額は2年連続で増加しました。

歳入

- 地方税は法人市町村民税が減少したものの、個人市町村民税の増収等により約700億円増加し、また、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税及び地方特例交付金等も約3,100億円増加しました。加えて、社会保障に関わる国庫支出金も増加したことにより、歳入総額についても2年連続で増加しました。

決算収支

- 実質収支の黒字は、全体で約150億円減少しました。なお、実質収支が赤字の団体は19団体となっています。

財政構造の弾力性

- 経常収支比率は、0.2ポイント低下の91.8%となっており、やや改善したものの、依然として財政構造の硬直的な状況が続いています。

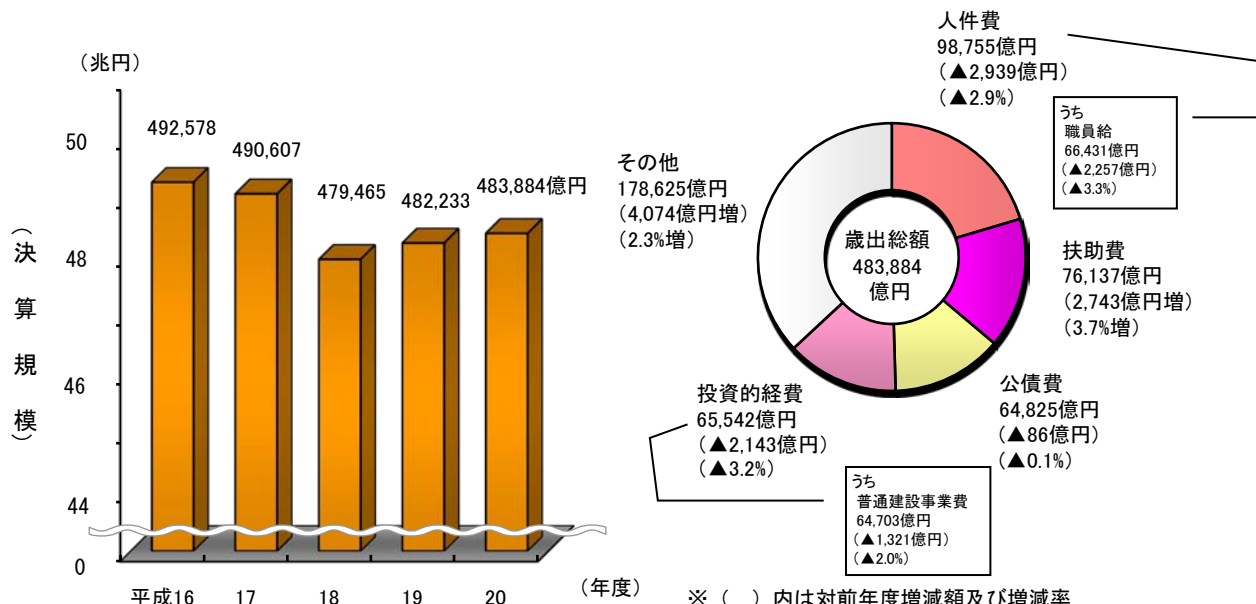
1 歳出

歳出総額は48兆3,884億円で、前年度を1,651億円上回り、2年連続で増加しました。

投資的経費が2,143億円減少、人件費が2,939億円減少するなど、歳出削減努力が続いていますが、制度改正や自然増などにより社会保障関係経費が増加（扶助費は2,743億円増）するとともに、補助費等が増加（2,259億円増）しています。

〈歳出の推移〉

〈性質別歳出の状況〉

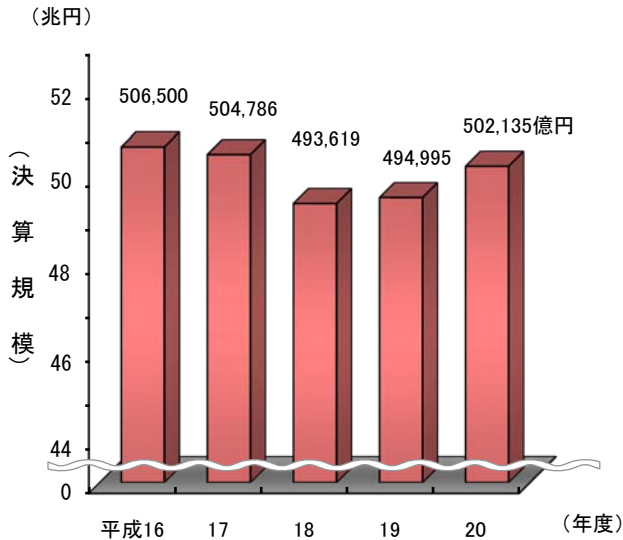


2 歳入

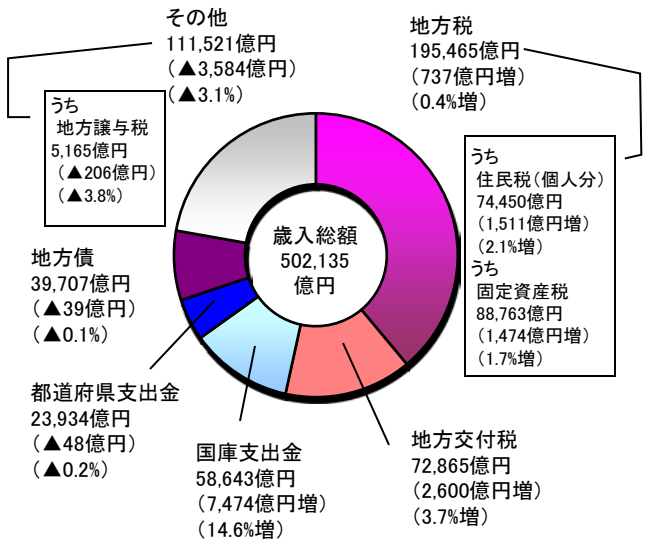
歳入総額は50兆2,135億円で、前年度を7,140億円上回り、2年連続で増加しました。地方税は4年連続で増加し、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税も5年ぶりに増加しています。

また、経済対策に係る経費の増加により、国庫支出金は2年連続で増加しています。

〈歳入の推移〉



〈歳入総額の状況〉



3 決算収支

- 実質収支の黒字は全体で148億円減少しました。一方、実質単年度収支は、積立額の増加と基金の取崩し額の減少により大幅に増加し、1,634億円の黒字となっています。
- 実質収支が赤字の団体は、19団体となりました（平成19年度は24団体）。

区分	実質収支	実質単年度収支
平成20年度	10,138億円	1,634億円
平成19年度	10,286億円	▲762億円
対前年度増減	▲148億円	2,396億円

4 財政構造の弾力性

- (1) 経常収支比率は、分子である経常経費充当一般財源等が社会保障関係経費の増加などにより0.3%増加しましたが、分母である経常一般財源等も地方交付税等の増加などにより0.5%増加したことから、全体で0.2ポイント低下の91.8%となりました。
- (2) 実質公債費比率は、全体で0.5ポイント低下の11.8%となりました。

区 分	経常収支比率	実質公債費比率
平成20年度	91.8%	11.8%
平成19年度	92.0%	12.3%
対前年度増減	▲0.2	▲0.5

注 実質公債費比率は平成21年度の起債協議等手続において用いる平成18年度から平成20年度の3カ年平均です。

- 注1 市町村には、特別区、一部事務組合及び広域連合(以下、一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。)を含みます。
- 2 本資料の数値は、特記がある場合を除き、市町村、特別区及び一部事務組合等における決算額の単純合計額から、一部事務組合等とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものです。
- 3 本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所があります。

※ 詳細は別紙のとおりです。

(連絡先)
自治財政局財務調査課
山田課長補佐、石井係長

(直通)03-5253-5649
(代表)03-5253-5111
(内線 5649)
(FAX)03-5253-5650

1 決算規模

- (1) 歳入、歳出ともに2年連続で前年度決算額を上回った。
- (2) 歳入
- 歳入総額は、50兆2,135億円で、前年度を7,140億円上回った。
 - 地方譲与税及び各種交付金については減少しているものの、国庫支出金、地方交付税及び地方特例交付金等が増加。
- (3) 歳出
- 歳出総額は、48兆3,884億円で、前年度を1,651億円上回った。
 - 各団体の歳出削減努力により、人件費、普通建設事業費及び災害減に伴い災害復旧事業費等が減少しているものの、制度改正等に伴い社会保障関係経費が増加。

〈決算規模の状況〉

区 分	平成20年度	平成19年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額	50兆2,135億円	49兆4,995億円	7,140億円	1.4%	0.3%
歳出総額	48兆3,884億円	48兆2,233億円	1,651億円	0.3%	0.6%

2 決算収支

- (1) 実質収支の合計は、1兆138億円の黒字となっているが、前年度より148億円減少。
- (2) 単年度収支の合計は、実質収支の減少に伴い、131億円の赤字。
- (3) 実質単年度収支の合計は、財政調整基金の積立金の増加と取崩し額の減少に伴い1,634億円の黒字。
- (4) 実質収支が赤字の団体は19団体。

〈決算収支の状況〉

(単位：億円)

区 分	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支	
決 算 額	平成20年度 (A)	18,251	10,138	▲ 131	1,634
	平成19年度 (B)	12,762	10,286	▲ 1,071	▲ 762
	平成18年度	14,155	11,394	616	1,690
増減額 (A - B)	5,489	▲ 148	940	2,396	

形 式 収 支：歳入歳出差引額

実 質 収 支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実 質 単 年 度 収 支：単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

〈実質収支が赤字の団体数について〉

区 分	平成20年度	平成19年度	増減
赤字団体数	19団体	24団体(1団体)	▲5団体(▲1団体)

注 () 内は、打ち切り決算により赤字となった団体数であり、() 外の団体数の外数である。

3 歳 入

(1) 地方税

法人市町村民税は、2,633億円減少（8.7%減）したものの、個人市町村民税及び固定資産税の増加により、地方税全体では737億円増加（0.4%増）の19兆5,465億円。

なお、歳入総額に占める地方税の割合は、前年度より0.4ポイント低下の38.9%。

(2) 地方譲与税

地方道路譲与税等の減少に伴い、前年度より206億円減少（3.8%減）の5,165億円。

(3) 地方特例交付金等

減収補てん特例交付金及び地方税等減収補てん臨時交付金の新設に伴い、前年度より1,125億円増加（84.2%増）の2,462億円。

(4) 地方交付税

前年度より2,600億円増加（3.7%増）の7兆2,865億円。

（臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、2,012億円増加（2.5%増）の8兆3,368億円。）

(5) 一般財源

地方交付税等が増加したことから前年度決算額を上回っているが、歳入総額に占める割合は前年度より0.4ポイント低下の58.5%となっている。

(6) 国庫支出金

国の生活対策の補正予算、生活保護費負担金等の増加に伴い、前年度より7,474億円増加（14.6%増）の5兆8,643億円。

(7) 地方債

臨時財政対策債の減少等により、前年度より39億円減少（0.1%減）の3兆9,707億円。

〈歳入の状況〉

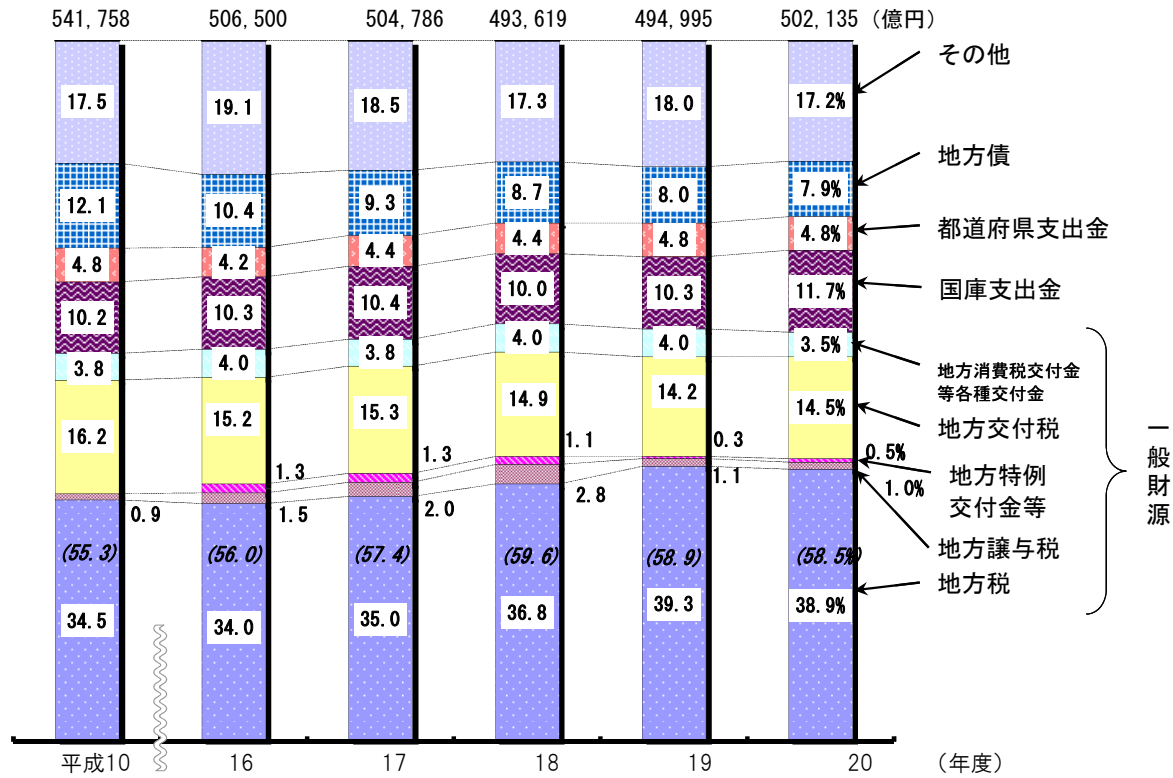
（単位：億円、％）

区 分	平成20年度		平成19年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税 ①	195,465	38.9	194,728	39.3	737	0.4
うち住民税（個人分）	74,450	14.8	72,939	14.7	1,511	2.1
うち住民税（法人分）	27,518	5.5	30,151	6.1	▲ 2,633	▲ 8.7
うち固定資産税	88,763	17.7	87,289	17.6	1,474	1.7
地方譲与税 ②	5,165	1.0	5,371	1.1	▲ 206	▲ 3.8
地方特例交付金等 ③	2,462	0.5	1,337	0.3	1,125	84.2
うち減収補てん特例交付金	931	0.2	—	—	931	皆増
うち地方税等減収補てん臨時交付金	163	0.0	—	—	163	皆増
地方交付税 ④	72,865	14.5	70,265	14.2	2,600	3.7
地方消費税交付金等各種交付金 ⑤	17,695	3.5	19,907	4.0	▲ 2,212	▲ 11.1
（一般財源）①+②+③+④+⑤	293,652	58.5	291,608	58.9	2,044	0.7
[参考]①+②+③+④+臨時財政対策債	286,460	57.0	282,792	57.1	3,668	1.3
国庫支出金	58,643	11.7	51,169	10.3	7,474	14.6
都道府県支出金	23,934	4.8	23,982	4.8	▲ 48	▲ 0.2
地方債	39,707	7.9	39,746	8.0	▲ 39	▲ 0.1
うち減収補てん債特例分	934	0.2	449	0.1	485	108.0
うち合併特例事業債	6,823	1.4	6,558	1.3	265	4.0
うち臨時財政対策債	10,503	2.1	11,091	2.2	▲ 588	▲ 5.3
その他	86,199	17.2	88,490	18.0	▲ 2,291	▲ 2.6
うち繰入金	12,773	2.5	14,089	2.8	▲ 1,316	▲ 9.3
うち特別区財政調整交付金	10,000	2.0	10,176	2.1	▲ 176	▲ 1.7
歳入合計	502,135	100.0	494,995	100.0	7,140	1.4

注1 地方税には、東京都が徴収した市町村税相当額は含まない。ただし、内訳の数値には含んでいる。

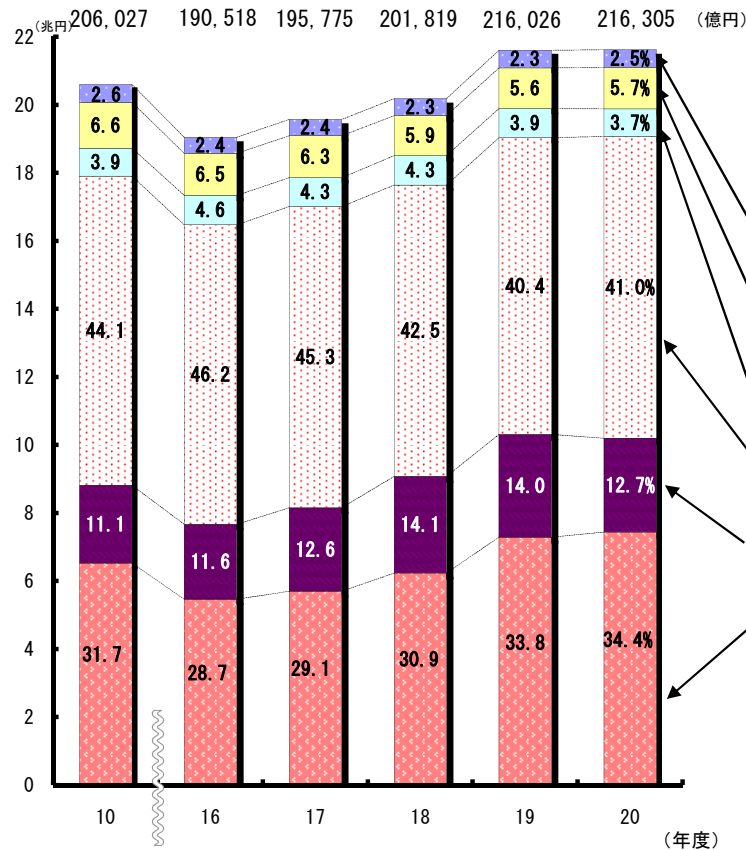
注2 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

＜歳入決算額構成比の推移＞



注 () の数値は、歳入総額に占める一般財源の構成比である。

＜市町村税の推移＞



(単位: 億円、%)

区分	平成20年度	増減率	前年度増減率
その他	5,240	2.7	3.8
都市計画税	12,250	1.9	1.7
市町村たばこ税	8,084	▲ 5.2	▲ 1.0
固定資産税	88,763	1.7	1.8
法人分	27,518	▲ 8.7	6.3
個人分	74,450	2.1	16.9
合計	216,305	0.1	7.0

注 収入額は、地方税の決算額に、東京都が徴収した市町村税相当額(2兆840億円)を加算した額である。

4 歳 出

(性質別)

(1) 義務的経費

- ・ 人件費は、各団体の歳出削減努力により前年度より2,939億円減少（2.9%減）。
- ・ 扶助費は、生活保護費の増加等に伴い2,743億円増加（3.7%増）。
- ・ 公債費は、ほぼ前年度並み（微減）。

(2) 投資的経費

- ・ 投資的経費の大部分を占める普通建設事業費は、事業の抑制に伴う単独事業費の減により1,321億円減少（2.0%減）。
- ・ また、豪雨災害等の減少により、災害復旧事業費が半減（814億円減少、50.0%減）。

(3) その他の経費

- ・ 物件費は、前年度の参議院議員選挙等の執行経費及び後期高齢者医療制度の施行準備に係る経費の減などにより、1,085億円減少（1.8%減）。
- ・ 積立金は、財政調整基金への積立増等により、238億円増加（2.1%増）。

〈性質別歳出決算の状況〉

(単位:億円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		比 較		前年度 増減率	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率		
義務的経費	239,718	49.5	239,998	49.8	▲ 280	▲ 0.1	2.0	
内 訳	人件費	98,755	20.4	101,694	21.1	▲ 2,939	▲ 2.9	0.4
	扶助費	76,137	15.7	73,394	15.2	2,743	3.7	5.8
	公債費	64,825	13.4	64,911	13.5	▲ 86	▲ 0.1	0.5
投資的経費	65,542	13.5	67,685	14.0	▲ 2,143	▲ 3.2	▲ 4.9	
内 訳	普通建設事業費	64,703	13.4	66,024	13.7	▲ 1,321	▲ 2.0	▲ 3.9
	うち補助事業費	23,580	4.9	23,676	4.9	▲ 96	▲ 0.4	▲ 0.5
	うち単独事業費	38,397	7.9	39,354	8.2	▲ 957	▲ 2.4	▲ 5.6
	災害復旧事業費	813	0.2	1,627	0.3	▲ 814	▲ 50.0	▲ 26.9
	うち補助事業費	579	0.1	1,301	0.3	▲ 722	▲ 55.5	▲ 28.6
	うち単独事業費	234	0.0	325	0.1	▲ 91	▲ 28.1	▲ 19.3
	失業対策事業費	26	0.0	34	0.0	▲ 8	▲ 24.7	▲ 83.5
	うち補助事業費	23	0.0	29	0.0	▲ 6	▲ 20.9	▲ 84.7
	うち単独事業費	3	0.0	5	0.0	▲ 2	▲ 45.8	▲ 71.1
その他の経費	178,624	37.0	174,550	36.2	4,074	2.3	0.8	
うち物件費	60,038	12.4	61,123	12.7	▲ 1,085	▲ 1.8	3.1	
うち積立金	11,695	2.4	11,457	2.4	238	2.1	▲ 9.2	
歳出合計	483,884	100.0	482,233	100.0	1,651	0.3	0.6	

(目的別)

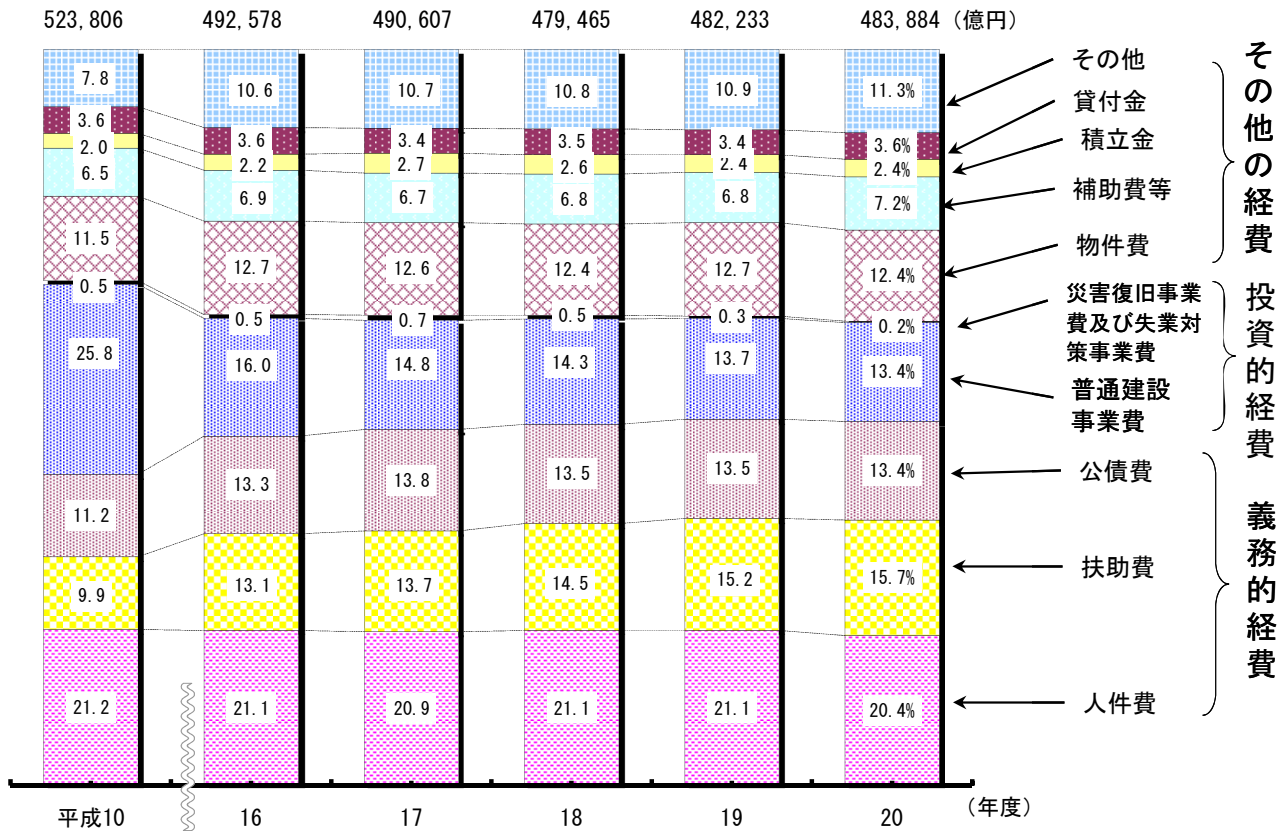
- (1) 総務費は、景気悪化に伴う法人市町村民税の還付等により増加。
- (2) 民生費は、生活保護費等の各種社会保障関係経費の増により増加。
- (3) 農林水産業費及び土木費は、普通建設事業費等の減により減少。
- (4) 災害復旧費は、豪雨災害等が減少したことに伴い減少。
- (5) 公債費は、ほぼ前年度並み（微減）。

〈目的別歳出決算の状況〉

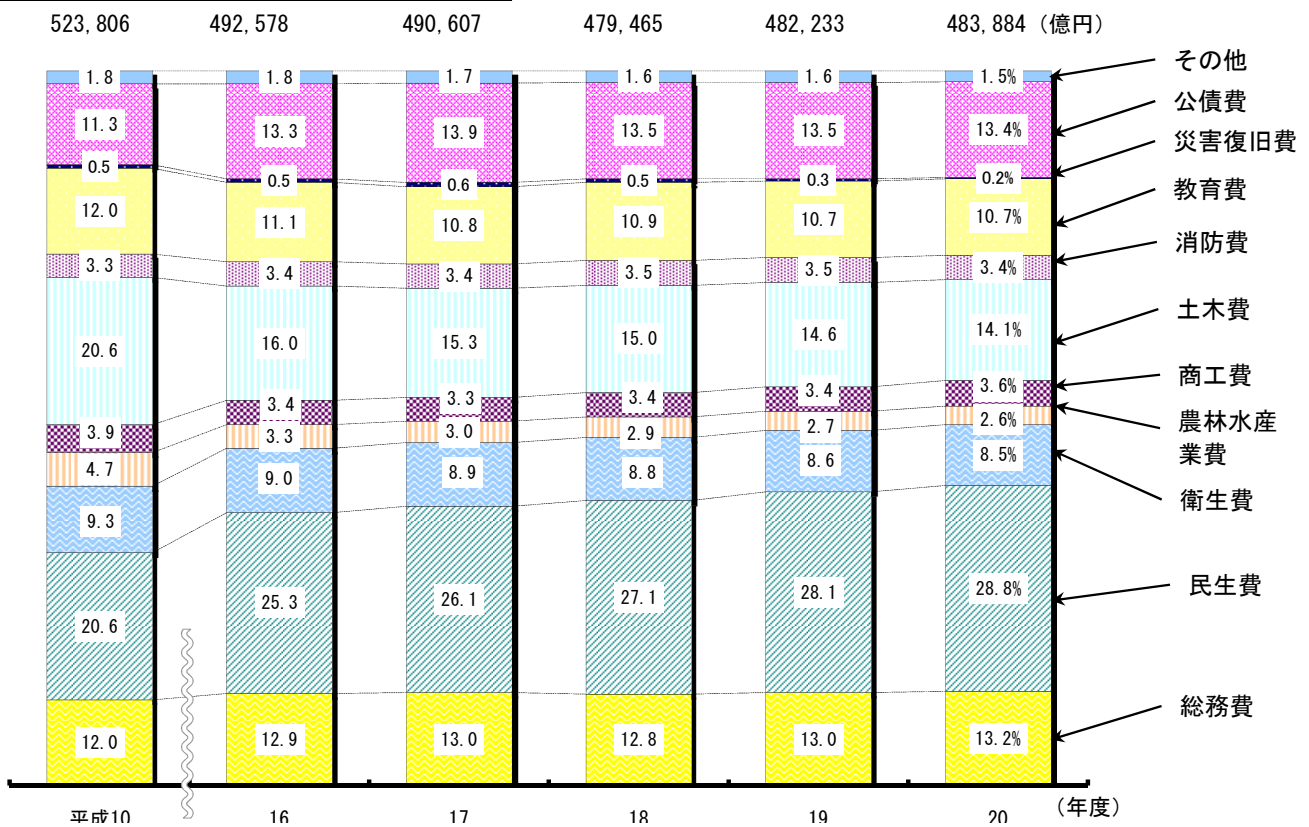
(単位：億円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		比 較		前年度 増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比	増 減 額	増減率	
総務費	63,872	13.2	62,633	13.0	1,239	2.0	2.1
民生費	139,347	28.8	135,449	28.1	3,898	2.9	4.1
衛生費	41,042	8.5	41,711	8.6	▲ 669	▲ 1.6	▲ 1.4
労働費	1,304	0.3	1,313	0.3	▲ 9	▲ 0.7	▲ 13.5
農林水産業費	12,371	2.6	12,987	2.7	▲ 616	▲ 4.7	▲ 6.1
商工費	17,256	3.6	16,336	3.4	920	5.6	0.4
土木費	68,196	14.1	70,591	14.6	▲ 2,395	▲ 3.4	▲ 2.1
消防費	16,525	3.4	16,779	3.5	▲ 254	▲ 1.5	0.4
教育費	51,557	10.7	51,675	10.7	▲ 118	▲ 0.2	▲ 0.9
災害復旧費	814	0.2	1,627	0.3	▲ 813	▲ 50.0	▲ 26.9
公債費	64,897	13.4	64,989	13.5	▲ 92	▲ 0.1	0.5
その他	6,703	1.2	6,143	1.3	560	9.2	▲ 0.7
歳出合計	483,884	100.0	482,233	100.0	1,651	0.3	0.6

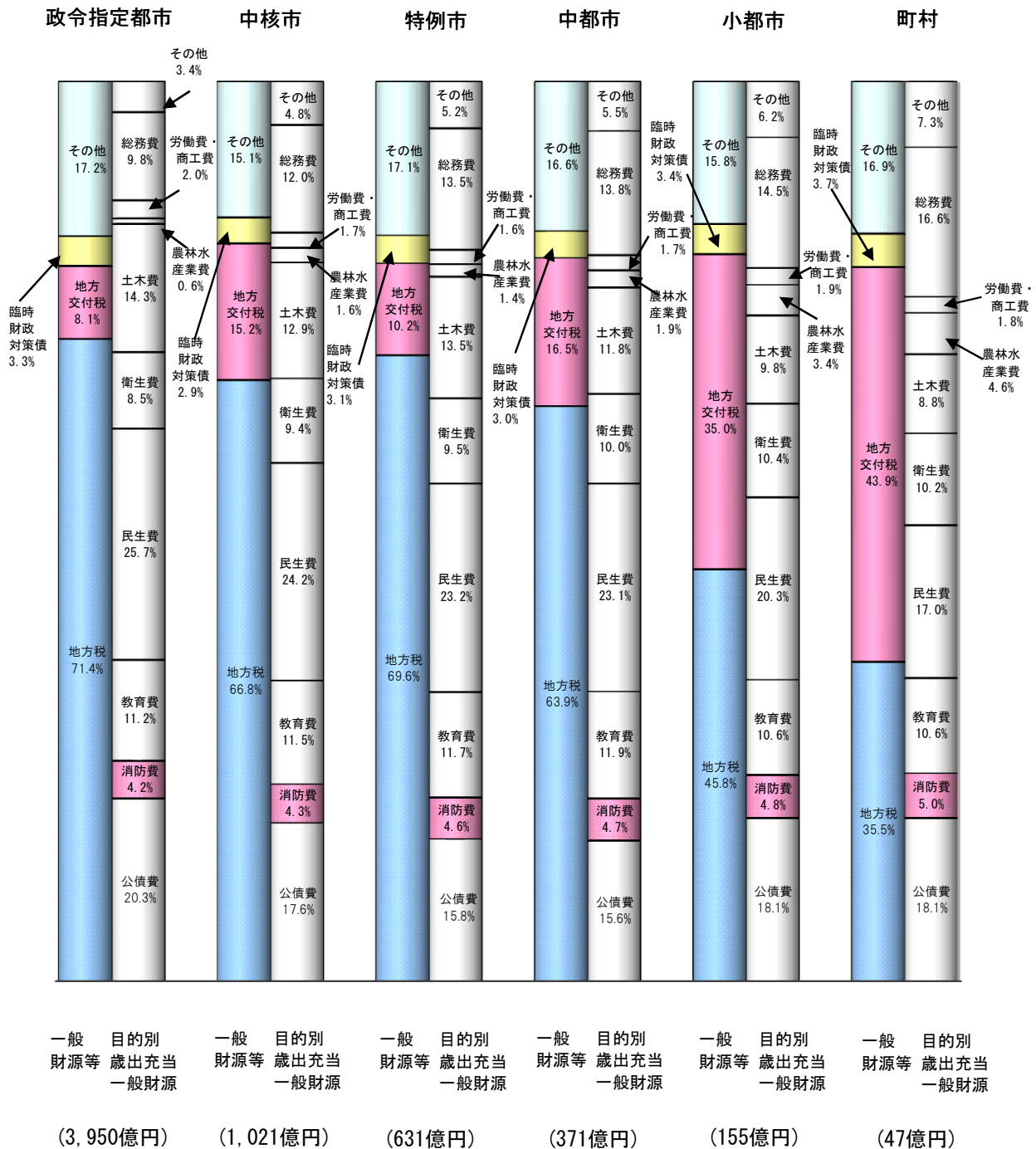
＜歳出決算額の性質別構成比の推移＞



＜歳出決算額の目的別構成比の推移＞



＜目的別歳出充当一般財源等の状況：団体区分別＞



注1 政令指定都市：政令で指定する人口50万人以上の市
 中核市：政令で指定する人口30万人以上の市
 特例市：政令で指定する人口20万人以上の市
 中都市：政令指定都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人以上の市
 小都市：政令指定都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人未満の市
 2 ()内の金額は、各団体区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。

5 財政構造の弾力性

(1) 経常収支比率

- ・ 前年度より0.2ポイント低下し、91.8%。
- ・ 分母である経常一般財源等については、地方交付税等の増加により、0.5%増加。
- ・ 分子である経常経費充当一般財源等は、扶助費等の増加により、0.3%増加。

(2) 実質公債費比率

- ・ 前年度より0.5ポイント低下し、11.8%。
- ・ 分母については、地方税等の標準税収入額等が増加したことなどにより、0.7%増加。分子については、公債費の減少に伴い、公債費充当一般財源等が減少したことにより、2.8%減少。
- ・ また、実質公債費比率が18%以上の団体は、前年度から38団体減少の396団体。

注 実質公債費比率は平成21年度の起債協議等手続において用いる平成18年度から平成20年度の3カ年平均である。

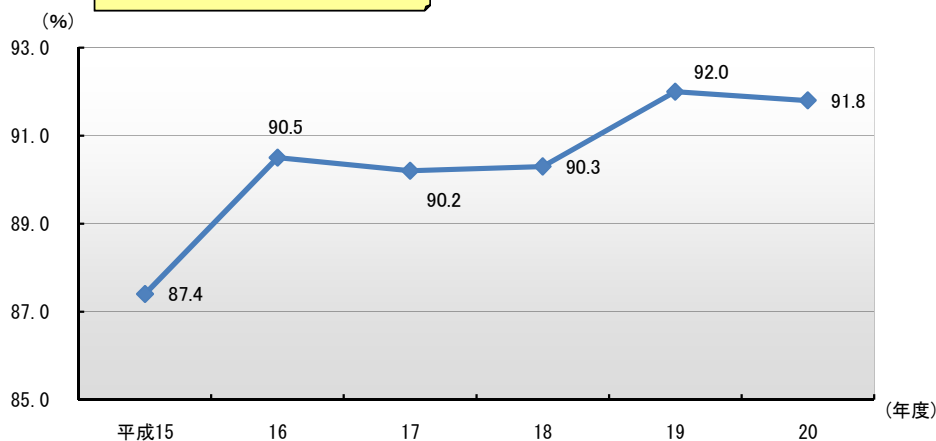
〈財政指標の状況〉

区 分	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数	
全 体	平成20年度	91.8%	11.8%	0.56
	平成19年度	92.0%	12.3%	0.55
	対前年度増減	▲0.2	▲0.5	0.01

注1 経常収支比率及び実質公債費比率は加重平均である。財政力指数は単純平均である。

注2 経常収支比率及び財政力指数は特別区及び一部事務組合を除き、実質公債費比率は特別区を含み一部事務組合を除く（以下の図表において同じ。）。

〈経常収支比率の推移〉



〈経常収支比率の段階別団体数の状況〉

区分	80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
平成20年度	139 (7.8%)	683 (38.4%)	904 (50.9%)	51 (2.9%)	1,777 (100.0%)
平成19年度	118 (6.6%)	620 (34.6%)	962 (53.7%)	93 (5.2%)	1,793 (100.0%)

〈実質公債費比率の段階別団体数の状況〉

区分	10%未満	10%以上 18%未満	18%以上 25%未満	25%以上	合計
平成20年度	374 (20.8%)	1,028 (57.2%)	376 (20.9%)	20 (1.1%)	1,798 (100.0%)
平成19年度	346 (19.1%)	1,030 (56.9%)	401 (22.2%)	33 (1.8%)	1,810 (100.0%)

6 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

- (1) 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は、地方債現在高の減少及び積立金現在高の増加により、前年度末と比べ1兆3,971億円減の54兆267億円となった。
- (2) 積立金現在高については減債基金が減少したものの、財政調整基金及びその他特定目的基金が増加したことにより、全体として2,527億円の増加となっている。

〈地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況〉

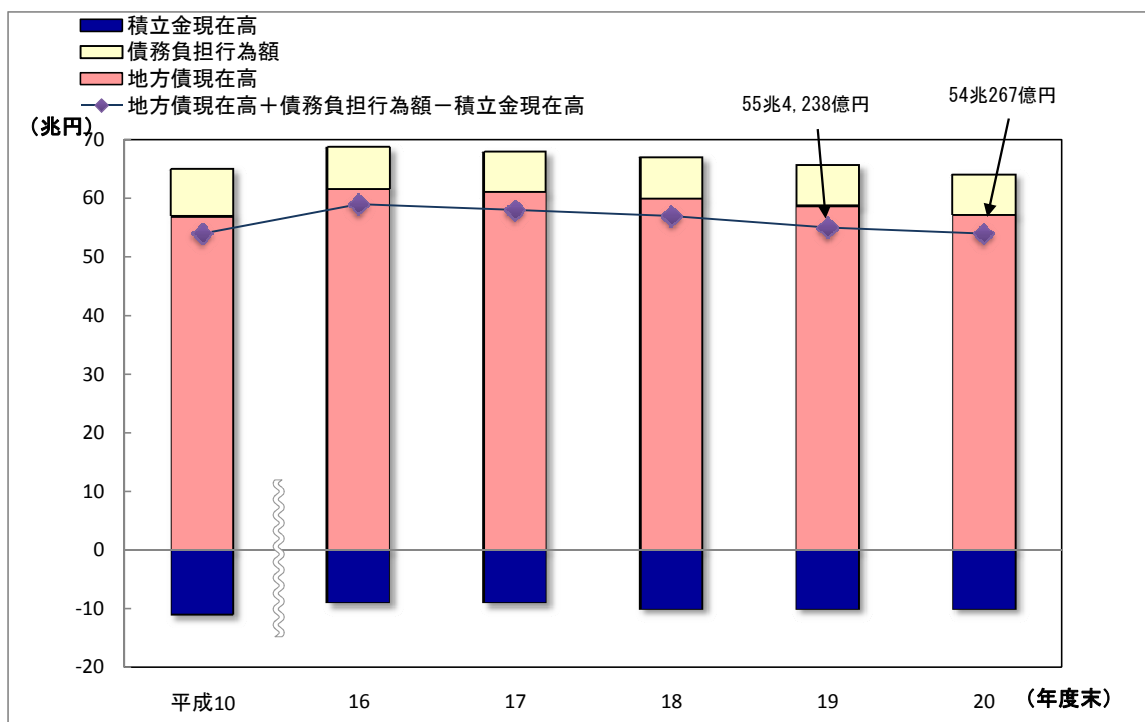
区分		平成20年度	平成19年度	増減額	増減率	前年度増減率
地方債現在高	A	57兆1,434億円	58兆5,670億円	▲1兆4,236億円	▲2.4%	▲2.3%
債務負担行為額	B	6兆9,364億円	6兆6,572億円	2,792億円	4.2%	▲1.0%
積立金現在高	C	10兆531億円	9兆8,004億円	2,527億円	2.6%	1.2%
内訳	財政調整基金	3兆5,325億円	3兆3,759億円	1,567億円	4.6%	1.1%
	減債基金	9,976億円	1兆235億円	▲259億円	▲2.5%	▲4.2%
	その他特定目的基金	5兆5,230億円	5兆4,010億円	1,219億円	2.3%	2.2%
A+B-C		54兆267億円	55兆4,238億円	▲1兆3,971億円	▲2.5%	▲2.7%

〈(参考)積立金の増減額〉

区分		積立額	取崩し額	積立金増減額
積立金総額		1兆3,175億円	1兆648億円	2,527億円
内訳	財政調整基金	5,558億円	3,991億円	1,567億円
	減債基金	1,399億円	1,657億円	▲259億円
	その他特定目的基金	6,219億円	4,999億円	1,219億円

注 積立金増減額とは、積立額(歳出決算額+歳計剰余金処分による積立て)から取崩し額を差し引いたものである。

〈地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移〉



【参考】

決算収支及び財政分析指標について（解説）

○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越 [執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な赤字・黒字要素（財政調整積立金、財政調整基金の取崩し、地方債繰上償還）を加減したもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

$$\text{実質単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

* 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字のおかげで当該年度もかろうじて黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

○ 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

○ 実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰入金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることとなる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
- E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

* 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記 A 関連）

- ①繰上償還を行ったもの
- ②借換債を財源として償還を行ったもの
- ③満期一括償還方式の地方債の元金償還金
- ④利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

* 「準元利償還金」（上記 B 関連）

- ①満期一括償還方式の地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
- ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- ⑤一時借入金の利子